

## 第2回 堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会 会議録

- 1 開催日 令和3年12月27日(月) 10時00分～10時45分
- 2 場所 堺市消防局 6階 講堂
- 3 出席者
- |     |               |                |
|-----|---------------|----------------|
| 会長  | 堺市消防局長        | 新開 実           |
| 副会長 | 和泉市消防長        | 山本 文昭          |
| 委員  | 堺市消防局総務部長     | 中原 訓史          |
|     | 堺市消防局警防部長     | 河下 武史          |
|     | 堺市消防局総務部参事    | 中野 真志          |
|     | 和泉市消防本部理事     | 藤原 啓司          |
|     | 和泉市消防本部次長     | 河合 満           |
|     | 和泉市消防本部和泉消防署長 | 山口 勝           |
|     | オブザーバー        | 大阪府危機管理室消防保安課長 |
| その他 | 堺市消防局職員       | 5名(事務局3名含む)    |
|     | 和泉市消防本部職員     | 3名             |
|     | 大阪府職員         | 2名             |
|     | 一般傍聴者         | 1名             |

### 4 開会

#### 【事務局：太田課長補佐】

ただ今から、「第2回堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会」を開会いたします。皆様におかれましては、公務何かとお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の会議の進行を務めさせていただきます事務局の堺市消防局総務部総務課の太田と申します。よろしくお願いいたします。

失礼ですが、着座にて説明いたします。

本日の出席者は、お配りの名簿のとおり、新開消防局長、山本消防長をはじめ、両市の関係者の皆様にご出席いただいております。

### 5 会長挨拶

#### 【事務局：太田課長補佐】

それでは、まず初めに、当協議会会長であります新開消防局長よりご挨拶をいただきます。

#### 【会長：新開消防局長】

本日は、第2回堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会の開催にあたり、山本消防長をはじめ関係者の皆様にお集まりいただき感謝申し上げます。

また、オブザーバーとして大阪府の危機管理室消防保安課石川課長様にもご出席いただき、感謝申し上げます。

10月に本協議会が設立され、第1回協議会を開催して以来、幹事会や両市関係課におきまして、様々な調整が図られてきておりますが、本日の第2回協議会では、その中間報告として、調整の進捗や連携・協力実施計画書の素案をご提案されると聞いております。

本日は、両市による慎重かつ活発な協議が行なわれ、両市民の安全・安心のために有意義な議論となるよう、ご尽力いただきますことをお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

【事務局：太田課長補佐】

ありがとうございました。

## 6 副会長挨拶

【事務局：太田課長補佐】

当協議会副会長であります山本消防長様よりご挨拶をいただきます。

【副会長：山本消防長】

只今、ご紹介頂きました副会長の山本でございます。

10月に開催しました第1回協議会に引き続き、新開消防局長をはじめとする堺市消防局職員の皆様方には本協議会に至るまでの準備、幹事会による調整を進めていただき心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、大阪府危機管理室消防保安課の石川課長様、年末のお忙しい時期にも係りませずご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本日第2回目の協議会の開催となりますが、皆さま方のご尽力により順調に進んでいることを実感しております。

引き続き、堺市・和泉市の両市民がより一層の安全で安心して暮らせるまちの構築のため、慎重なるご審議にお力添えを賜りますようお願い申し上げ開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

【事務局：太田課長補佐】

ありがとうございました。

## 7 大阪府危機管理室消防保安課長挨拶

【事務局：太田課長補佐】

オブザーバーとして、大阪府危機管理室消防保安課長 石川 雄一 様にご出席いただいております。大阪府危機管理室消防保安課長石川様にご挨拶いただきます。

【大阪府危機管理室消防保安課：石川課長】

本日は、第2回堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会にお呼びいただきましてありがとうございます。

年末のご多忙の中、協議会の開催に向けて各種調整をしていただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

前回の協議会の後、2度の幹事会を開催され、議論を深めてこられたと伺っております。

年度末に予定されている連携協力実施計画（案）の策定に向け、我々も調整役を果たしてまいりたいと思います。

本日はよろしくお願いいいたします。

## 8 資料確認

【事務局：太田課長補佐】

続きまして、本日お配りしております資料のご確認をお願いいたします。

～資料確認～

過不足等ございませんでしょうか。

それでは、本協議会規約第7条の規定に基づき、新開消防局長に議長をお務めいただき議事進行をお願いいたします。

なお、会議における質問等、ご発言される時は挙手をお願いいたします。

議事録作成の都合上、係員がマイクをお持ちしますので、マイクを持ってご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、議長の新開消防局長お願いしたいと存じます。宜しく申し上げます。

## 9 議事：協議事項3件

(協議第1号)

【会長：新開消防局長】

それでは、次第4の協議事項に入ります。

協議第1号について事務局より説明をお願いします。

【幹事会幹事長：織田課長】

本協議会幹事会の幹事長の織田でございます。

まず、これまでの幹事会における協議調整の状況につきまして、簡単にご報告させていただきます。

今年の10月に協議会を設置して第1回協議会を開催し、協議会規約や今後の協議事項、スケジュール等のご承認をいただきました。

その後、両市における実質的な検討を開始し、現在までの約2か月間で幹事会を2回開催したほか、両市の関係課による調整会議等も複数回重ねております。

なお、主な調整事項に関しましては、事務局より報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

加えまして、第1回協議会におきまして、会長からご発言のありました「両市間の応援出場を含めた出場体制をはじめとする各検討事項について、本連携協力による効果が十分に得られるよう、各方面で詳細を検討・調整する」ことにつきましては、情報の一元化に伴う相互応援体制の強化の検討について、両市の関係課により12月21日から協議を開始しているところです。

それでは、事務局から引き続き申し上げます。

【事務局：下垣主査】

調整内容の詳細につきまして、事務局よりご説明いたします。

私、堺市消防局総務部総務課の下垣と申します。よろしくお願い申し上げます。

以降の説明は、着座にて失礼いたします。

協議第1号 協議事項における調整状況について、ご説明させていただきます。

お手元の資料、協議第1号をご覧ください。

1 堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書の策定に伴う検討事項について (1) 共同運用の方式ですが、地方自治法第252条の14の規定に基づく和泉市から堺市へ消防指令業務を委託する事務委託方式とする。

次に (2) 共同運用方法についてア. 共同運用の内容ですが、堺市と和泉市において消防指令業務を共同で運用し、堺市の消防指令センターによる一元的な指令管制事務を行うものとします。

次に、イ. 消防指令管制システム・機器等の整備について、堺市において既に消防行政統合システムが更新整備されていることから、新たにシステム構築を行うのではなく、堺市の既存システムを一部改修します。

次に、ウ. 出場体制についてですが、原則、各市域内における直近隊編成による運用を行います。管轄区域はそれぞれの市域内とし、市域を越えて出場する場合には消防相互応援協定に基づき対応するものとします。

次に、エ. 消防救急デジタル無線及び署活系無線の整備及び保守管理についてですが、指令業務に必要な無線設備として、堺市の消防指令センターから和泉市消防本部の基地局を使用し無線の送受信ができるよう、遠隔制御器を設置します。また、非常時の無線バックアップとして、堺市の消防指令センターに卓上型移動局無線装置を設置し、堺市総合防災センターに遠隔制御器を設置します。

なお、上記部分を除く消防救急デジタル無線及び署活系無線の保守管理は、各市において実施するものとします。

続きまして、2 消防指令業務連携・協用に要する人員について、消防指令センターを運用するために必要な通信指令員及び情報管理担当職員は、堺市の消防職員から配置します。

続きまして、3 消防指令業務連携・協用に係る経費について、(1) 初期的経費ですが、消防指令業務の共同運用を開始するために必要となる堺市の消防行政統合システム改修費等の初期的経費は、和泉市が負担するものとします。

次に、(2) 分担方法について、消防指令業務を遂行するために要する経費は、委託料として和泉市から堺市に支払うものとします。

次に、(3) 委託料について、委託料は、堺市の消防指令業務に係る経費を各市の基準財政需要額の割合により算出した額とします。

最後に、(4) 按分対象経費について、①経常経費のうち人件費に関しては、消防力の整備指針第31条の規定に基づき算出した通信指令員数及び堺市消防局警防部通信指令課の毎日勤務者数の総数に、堺市の人件費単価を乗じた額を按分対象経費とします。

②人件費を除く経常経費については、システム保守管理、回線使用料など、消防救急デジタル無線及び署活系無線の整備及び保守管理業務を除いた消防指令業務の体制維持に係る経費を按分対象経費とします。

③公債費については、既に更新整備が完了している堺市の消防行政統合システムを一部改修し共同運用するため、既設システムの経費に係る交付税算入分を除く公債費を按分対象経費とします。

以上が協議第1号、協議事項における調整状況についての説明となります。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

【会長：新開消防局長】

ただ今事務局から、協議第1号につきまして、説明がございました。  
ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

【和泉市：河合委員】

公債費についてご質問させていただきます。

公債費については、堺市さまの償還が終了すれば、和泉市も公債費の経費負担が無くなるという考えでよろしいでしょうか。

【事務局A：太田課長補佐】

河合委員のお考えの通りです。

堺市の償還が終了すれば、次回の堺市のシステム更新を行うまでの間、和泉市の公債費の経費負担も無くなります。

【会長：新開消防局長】

それでは、他にご質問等がないようですので、ご承認いただけたものといたします。

## (協議第2号)

【会長：新開消防局長】

次に、協議第2号について、事務局より説明をお願いします。

【事務局：下垣主査】

協議第2号 堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書(案)について、ご説明させていただきます。

お手元の資料、協議第2号をご覧ください。

なお、本計画書(案)には、先ほどの協議第1号における協議中の事項も含まれておりますので、それらの事項の協議が整ったのち、次回の第3回協議会において、再度ご提案させていただきますと予定としています。

それでは、実施計画書(案)を1ページめくって、目次をご覧ください。

本計画書は、総務省消防庁から通知のありました、市町村の消防の連携・協力に関する基本指針及び連携・協力実施計画に定める事項に基づき作成しています。

1ページをご参照ください。

第1部連携・協力の円滑な実施を確保するための基本指針についてご説明させていただきます。

1 連携・協力を行おうとする地域における消防の現状・課題、将来予測については、大阪府内の広域化や連携・協力の現状、今後の共同運用予定の団体、及び両市の面積や人口等の現状比較と将来予測等を記載しています。

次に、2 連携・協力実施後の消防についての基本方針についてですが、連携・協力実施による市民サービスの向上や消防相互応援体制の強化、行財政面の効果を記載しています。

次に、3 連携・協力実施の検討体制についてですが、本協議会及び幹事会で検討することを記載し、4 連携・協力に伴うスケジュールについては、本日までの経過及び今後のスケジュールを記載しています。

7ページをご参照ください。

第2部連携協力を行う消防事務の内容及び方法について、ご説明させていただきます。

1 連携協力を行う消防事務内容として、指令管制業務及び出場体制の内容を記載しています。

次に、2 連携・協力を行う地域について、堺市消防局及び和泉市消防本部の管轄区域を示す地図を記載しています。

次に、3 連携協力を行う方法については、和泉市から堺市への消防指令業務を委託する事務委託方式とする旨を記載しています。

次に、4 連携協力に要する人員の配置について、市を管轄区域とすることとなる堺市の消防指令センターは、堺市の消防職員を配置し運用する旨を記載しています。

5 連携協力に伴う機器等の整備計画について、消防行政統合システム及び消防救急デジタル無線の整備内容、整備スケジュールを記載しています。

最後に、6 連携協力に係る費用の見通しと分担方法について、

①初期的経費は、和泉市が全額負担すること、②分担方法は委託料として和泉市から堺市に支払うこと、③委託料は、各市の基準財政需要額の割合により算出した額とすること④按分対象経費は、協議第1号でご説明させていただいた内容を記載しています。

以上が、第2部連携協力を行う消防事務の内容及び方法の説明となります。

次に、第3部連携協力を行う消防事務とそれ以外の消防事務の連携確保に関する事項について、両市の間で消防指令業務運営協議会を設置し、消防指令業務の委託事務に係る経費の負担並びに委託事務の適正な管理及び執行に関する事項について協議を行うとともに、連携・協力を実施していない他の消防事務との連携等についても協議、検討及び情報共有を行っていく旨を記載しています。

最後に、第4部今後の調整事項としまして、消防行政統合システムの構築、権限と責任の明確化、情報の一元化による相互応援体制の強化及び高度な運用に向けた継続的な協議の実施、「直近指令」「ゼロ隊運用」などの高度な運用について継続協議することを記載しています。

以上が協議第2号堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書（案）の説明となります。ご審議のほど宜しく申し上げます。

**【会長：新開消防局長】**

ただ今事務局から、協議第2号につきまして、説明がございました。

ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

**【和泉市：山口委員】**

実施計画書のP.11の第2部についてご質問させていただきます。

連携・協力開始後、消防指令業務運営協議会を設置し、経費負担や委託事務の適正な管理、執行に関することを協議していくと記載があります。

今後、共同運営していく中で、運営に関して疑義等が生じた場合にも消防指令業務運営協議会において調整いただけるという解釈でよろしいでしょうか。

**【事務局：太田課長補佐】**

山口委員のお考えの通りです。

疑義及び変更等の案件が生じた場合は、両市の間で消防指令業務運営協議会にて協議を行い、調整を図っていきます。なお、今後締結予定の委託に関する規約の事項に変更等が生じるような場合は両市にて変更等の議決が必要となります。

【会長：新開消防局長】

それでは、その他ご質問等がないようですので、ご承認いただいたものといたします。

**(協議第3号)**

【会長：新開消防局長】

次に、協議第3号について、事務局より説明をお願いします。

【事務局：下垣主査】

お手元の資料、協議第3号をご覧ください。

本資料は、第1回協議会にてご承認をいただいている協議会等のスケジュール（案）についてですが、追記事項としまして、第4回協議会及び第4回幹事会の開催を追加しております。

今回の協議会は、令和4年2月頃に第3回の協議会の開催を予定しております。

第3回の協議会において、堺市・和泉市消防指令業務連携・協力実施計画書（案）をご承認いただけるよう、それまでに第3回幹事会を開催し、調整中の内容について、適宜修正作業等を実施いたします。

実施計画書（案）をご承認いただけましたら、できる限り早期にパブリックコメントを実施し、寄せられた意見等を含め第4回協議会にお諮りさせていただき、実施計画書の策定となる予定としています。

その後、両市議会において事務委託協議の議決を得ることができましたら、両市間で規約を締結し、運用開始までの間、市民の皆様への周知とシステム移行準備にかかる事務調整等を行っていく予定でございます。

以上が、協議第3号協議会等のスケジュールの説明となります。

どうぞよろしく願いいたします。

【会長：新開消防局長】

ただ今事務局から、協議第3号につきまして、説明がございました。

ご意見、ご質疑等ございませんでしょうか。

それでは、ご質問等はないようですので、ご承認いただいたものといたします。

10 その他

【会長：新開消防局長】

本日の協議事項は以上でございますが、その他、皆さまから何かご意見等ございましたら、この場でご発言ください。

【堺市：中原委員】

本日の協議会開催に向け、細部にわたり事務調整を行っていただきました事務局及び両市の職員の皆様にお礼申し上げます。ありがとうございます。

年末に入り大阪では、社会的に影響のある大きな火災や事故が発生しています。

11月に発生した大阪市此花区における大規模倉庫火災では、鎮火まで5日間を要し、延べ503台の消防車両が投入されました。

また12月には大阪市北区曾根崎新地での小規模ビル火災により、28名の死傷者が発生し、消防車両80台が投入されています。

これらの災害の態様を鑑みると、建物の大小にかかわらず、いち早く情報を入手し、効果的な消防力をいかに投入するかが最も重要であると痛感させられます。

堺市にも大規模な倉庫や小規模雑居ビルがあります。

また、和泉市にも同様なビルや大規模商業施設などもあり、複雑多様化する災害や大規模地震災害や台風などの自然災害にも対応するためには、今後とも両市の消防力強化を図る必要があります。

堺市は本年4月大阪狭山市から消防事務を受託しました。

先月、全国ネットでも大きく取り上げられた大阪狭山市内のスーパーにおける3人の死傷者が発生する乗用車の事故では、119番通報を受け、負傷者多数発生の可能性もあったことから、集団災害事案として延べ10隊の部隊を投入し活動することができました。

また、同時に大阪狭山市内で発生するかもしれない、その他の災害や救急事案に対しても対応できる体制が取れたことは、まさしくいち早く情報を入手し、効果的な消防力を投入できた事例となりました。

和泉市との指令システムの共同運用は、広域的な運用を開始することで、市民の安全・安心に寄与できるものと思慮するとともに、両市の消防がwin winの関係で連携・協力体制を強化すべきものだと思っています。

当市にとりましても和泉市の消防・災害対応能力の強化については、今後の消防相互応援体制に大きく影響するものであることから、今回の指令システムの共同運用により体制が強化されるべき必要な部署に人員配置が図られることで消防力が強化され、消防間の連携・協力体制がより一層強固なものとなり、安全で安心な市民生活に貢献できるものだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

**【和泉市：藤原委員】**

先程、中原委員が述べられた通り大災害が発生すれば情報の共有や消防相互応援体制は欠かせないと和泉市としても考えています。

そのため、堺市と指令システムを共同で運用することによる消防力の強化についてはしっかりと今後検討を行い、両市民の安心・安全な市民生活に繋がるように取り組む所存です。

**【会長：新開消防局長】**

大阪府石川課長さま先ほどの堺市と和泉市の発言でのご意見、アドバイス等はございますか。

**【大阪府：石川課長】**

国の指針や府の広域化推進計画では、消防力の強化を目的としており、消防の広域化や連携・協力では、経費節減などの財政効果に加え、事務機能の集約による人的効果も見込まれます。

こうした効果を現場要員の増強や、高機能な消防設備の導入などに活用することが可能となるため、消防力強化につなげることができるものと考えます。

両市におかれましては、地域の実情もあるかと存じますが、消防力の強化に向けた協議・検討をしていただきたいと考えています。

**【会長：新開消防局長】**

ありがとうございます。

それでは、その他事務局から何かございますか。



**【事務局：下垣主査】**

特にございませぬ。

**【会長：新開消防局長】**

委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただくとともに、スムーズな議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。 それでは進行を事務局にお返しします。

## 11 閉会

**【事務局：太田課長補佐】**

それでは、これをもちまして、第2回堺市・和泉市消防指令業務広域連携協議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。